

## 議案第 77 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日出町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 15 の項右欄中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 2 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。